

榎村 志郎

1 トークと社会制度

この論文では、法律相談の会話分析を通じて、「(法) 制度性」の一端をあきらかにしてみたい。なお、一般に会話を構成する発言を意味しうる言葉には、発言、発話、言説等さまざまなものがあるが、本稿では、ひとつのターンに相当する発言を「発話」とよび、会話などの発話連鎖を示すためには、「トーク」という言葉を用いたい。

はじめに、会話分析の領域で、「制度」を構成するトークがいかに分析されてきたかを、簡単に振り返っておこう(サーサス: 1998)。

(1) 制度を構成するトークには、制度特有の課題達成への志向性が見られる。たとえば、サーサスは、貨物集荷センターへの依頼電話をデータとして、その会話には、迅速なサービス提供への志向性が見られると指摘している。

(2) 制度を構成するトークでは、制度的カテゴリーが重要な点で用いられている。たとえば、シュグロフの古典的な研究(Schegloff: 1979)、およびサーサス自身による、組織への電話の会話の研究からは、話し手が自己を特定する仕方が日常会話とことなり、制度的なカテゴリーが用いられること、また、会話者が自己特定を済ませるとすみやかに電話の理由(=用件)を述べる傾向が見られるとされる。そもそも日常会話では自己特定が行われないことが多く、その点でも電話は一種の制度として見ることもできる例外であるが、組織への電話は、その方法が日常会話を行う電話と一貫して異なる。用件へすみやかに移行するという傾向は、迅速なサービスへの志向の表れであると思なせる。会話がすみやかに進むという傾向は、セールストーク等を思いおこせば明らかであろう。さまざまな点で、制度的会話には制度的目標の達成のために会話の進行を形成し効率化する仕組みが発見できるとされている(榎村=菅野:)。

(3) 制度を構成するトークの連鎖構造は、制度的観念を表示していることがある。たとえば、メイナードは、医者と患者の間の会話を観察して、医者が症状を記述したり質問したりする際の述べ方(所見呈示連鎖)に2つの種類を発見している(Maynard: 1991)。一つは、症状の詳細に言及するという明示的(有標的)な述べ方であり、もうひとつは、症状について概括的一般的にのみ言及する(「いかがですか」など)という無標的な述べ方である。メイナードによると、有標的な述べ方は、医者と患者の

間で所見に関する見解の不一致を明示化する方向に会話を促す一方、直接に問題症状に会話を向けるという傾向があるが、これに対して、無標的な述べ方は、意見の不一致をひきおこしにくい、問題症状に直接に会話を向ける力が弱い。

2 法律相談場面のトークの分析例

つぎに、わが国の有料法律相談場面から得られたデータを取りあげ、簡単な分析を試みたい。

1 L: じゃ(.)だいぶ遠方から来られたんですね:

2 (1.0)

3 L: ええっと、あの、さっそくなんですけど、どういったご相談、でしょうかね:

4 C: えっと、自己破産のことなん- につい*て:

5 L: *は::*:::

6 C: *え、そうだ*ん

7 L: *は:::

8 L: は:::は:::は:::

9 C: あの

10 L: あの::えと〇〇((苗字))さんゆ::、ご自身の問題で*すか

11 C: *はい、そう、

12 C: *です

13 L: *ふふ:::ん

14 (1.0)

15 L: とゆつと:あの、負債:::が、だいぶあるわけ

16 L: ですか*:

17 C: *はい

18 L: (.)それは なにかあのまとめたものは、も*っ てお ら れ ない

19 C: *きょう- きょうは

20 L: わ け で す- あっきょうはもってきておられない

21 C: もってきて: な い ん で す け ど、はい

22 (0.5)

23 L: え:::どういったところから、じゃ、あの、借りておられます?

- 24 (1.5)
- 25 C: え:と:、しんばんがい*しや
- 26 L: *信販会社
- 27 (3.5)
- 28 L: だけですか。
- 29 (0.5)
- 30 C: とかあと::わ::もの:で:の支払いとか、
- 31 L: うん
- 32 C: ものゆっか
- 33 L: ものでの支払いというかどうか*もの-
- 34 C: *もの:を買いますね
- 35 L: ん:ん:
- 36 C: してローンを、あの:組む::*- んだものの、その支払いとか:
- 37 L: *あ:は:は は:は:は は:は は
- 38 C: でっす、はい
- 39 L: まずそれ、は、信販::会社のクレジットでは*ないんですか。
- 40 C: *は い、
- 41 C: そう、です=
- 42 L: =あの:*::、サラ金なんかはないんですか。
- 43 C: * hhhh
- 44 (2.0)
- 45 C: どうゆ:のが HH さらに*んなんかよくわか-
- 46 L: *あサラ金というたとえね、sss
- 47 L: あの:::、ま、(.)武富士とか、プロミスとか、レイクとかね?
- 48 (1.0)
- 49 C: ん:、いま、あがった名前の中の:はありません=
- 50 L: =そうですか=
- 51 C: =はい=
- 52 L: =H ん::、
- 53 (1.5)
- 54 L: 全部で、何社くらいあるんですか

一般に、会話分析の論理は、つぎの手順による分析として実行される。(1) ある連鎖的トークのなかから注目すべきトークを選択し、その作用を仮に記述する、(2) トークの作用とされたものが、そのトークの詳細を通じて、いかにして共同主観的に達成されたかを理解する、(3) トークがそのように理解されるために用いられた一般的形式を記述する、(4) そのトークが生起したトークの連鎖に着目し、「それまでのトーク」がいかにしてそのトークの作用を適切に引き出し得たのかを理解する、(5) この発話はどのように受け取られたか、(6) 同種の発話を見だし、一般化を試みる。この手順はあくまでも論理を示すものであって、実際には、トークの全体的分析と個々のトークを目標にする分析は、からみあって進行する。しかし、以下では、この順序にしたがって分析を組み立てて示す。

3 注目する発話を選ぶ

分析例としてここでは、「だけですか」(第28行 L の発話。以下、データの行番号で、分析該当箇所を示す)という発話を取りあげてみる。これには、法律相談担当者の発話としての特徴があると思われるからである。

すなわち、われわれの常識的会話者としての直感によると、その前後の発話とともに聞かれるとき、この発話は、「もっと話せ」という強い＜誘い solicitation＞(ないし、「直前のCの答えに欠けている事実を供給せよ」という誘いに聞こえる。そうした「聞こえ」は、このデータの中の会話者たちにも共有されていると考えられる。

われわれは、いかにしてそのような「聞こえ」に到達したのだろうか。以下の分析の目的は、この「聞こえ」が、われわれの誰もがもちうる経験であることを前提として、その経験がいかにして達成されるかという問いに答えることである。

4 発話がいかにしてこの作用を行っているかを問う。

この発話(「だけですか」)は、ある誘いではあるが、その発話の詳細の中では、何を相手に期待しているかを特定していない。だが、それは、先行するCの発話を、「列挙の第1項目」とみなし、それを「未完結」のものとして解釈していることを示している。この解釈は、先行する3.5秒の沈黙—それは、Cの側からいうと、「もはや話すことはない」という意思の表示になっている—にもかかわらず、呈示されている。その意味で、Lのこの発話は、敵対的、批判的なものである。

この発話は、先行する発話に何か欠けていると主張しているという事情によっても、先行するCの発話への批判・苦情に聞こえる。ただし、具体的な何が欠けている

かを特定していないために、その苦情の原因の発見は相手に委ねられている。後の発話で、それは「サラ金」であることが示されることになるが、この時点では明示されていない。

この発話は、このような述べ方をとることで、相手の発話に欠けているものの存在を主張しているとともに、その欠如を相手が埋める能力、資格、権利などを持っていると主張している。

この発話は、このような述べ方をとることで、相手の発話に欠けているものを発見できる自己の能力を主張してもいる。ただし、発話に欠如しているものを実際には呈示していないので、その能力の証明はこの時点ではなされていない。

この発話は、先行する発話に欠けているものが、少なくとも、先行する発話において述べられたものと同程度に「重要」である、と主張している。

また、この発話は、質問の形式をとっているので、その完結直後に引き続いて、相手に発言権を与える。その機会に行われるはずの相手の答えは、ある種の「テスト」にかけられている。つまり、自己が見出したと主張する欠如を、相手もまた見出すことができるかどうかをテストしている。

会話分析においては、このように、一般にトークは自他の権利、義務、能力、資格等の、行動準則的要素を形成したり、評価したりするものとみなされることが多い。

5 トークがある作用を果たすために利用している表現上の普遍的形式を見いだす

このトークは、先行する発話との関係では、「他者による先行発話の完結」という普遍的形式をもっている。トークがこの形式をとるとき、相手の発話の構造を利用している。そして、そうすることで、相手の発話を十分に理解していることを実証している。また、その理解されたことがらを、問題視している。

このトークは、後続する発話との関係では、質問という普遍的形式をもつ。質問は、ただちに相手に次の発話機会の利用を促し、また、そこでは、欠けたものの提供がなされるべきであることを明らかにしている。

6 「それまでのトーク」の何がこの発話を引き出したかを問う。

直接には、弁護士Lの23行の質問「どういったところから借りておられますか？」との質問により開始された問答連鎖がある。23行の質問により、相談者Cは、代表的で重要な借金相手を答えるように促されている。この質問に対する25行の相談者の答えは、1.5秒の沈黙、ためらいの標識、プレスによって、遅らされている。そ

して、その答えは、弁護士によって、予期されていたかのように、明確なすばやさで受領されている。弁護士が答えを受領する、このターンは、答えをそのまま繰り返すことによって、中立的で客観的な受領（その答えに対してコミットメントを与えない受領）を呈示している。ちなみに、コミットメントを与える受領としては、「自己破産について」という発言に引き続く、弁護士の「は：は：は：」という、感情をこめた受領がある。この受領に引き続く27行の沈黙は、弁護士がそれ以上の受領（とコミットメント）の表示をしないことと、相談者がそれ以上の情報提供を行わないことによって生じている。この状況のもとで、弁護士は、「だけですか」と述べることで、第一に、自己の側でターンを獲得することを拒絶している。つまり、答えが未完結であり、もっと借りているところがあるにちがいない、という弁護士の推測を強く表示している。しかし、弁護士は、そのほかにどこから借りていると推測できるかを示していない。また、その推測を推測として呈示してもいい。弁護士はただ、「ほかにはないのか」ということが聞くべき価値のある質問であることを主張しているにすぎない。このように、「だけですか」が（3）までに分析した意味をもちうるといえるのは、その質問が、23行の質問の独特な仕方での継続だからである。

よりさかのぼると、この23行の質問は、18行の「まとめたものはもってきていないか」という質問の答え、ないし要請が満たされていないことの結果として生じてきている。18行のLの質問は、「もってきていない」という答えを「選好」として設定している。これは、この質問形式の効果として、より単純な答え方、たとえば「はい」という答え方は、「もってきている」ことではなく、「もってきていない」ことの表示になるようにされている、という意味である。同時に、18行の質問は、「まとめたものをもってきている」ということが一般的には望ましいことなのだという判断を傷つけることなしに、それを行っている。

ここで、18行の質問の形式について、少し詳しく見ておきたい。18行の質問は、（1）相談者が貸し手のリストを用意してくることの一般的な望ましき、（2）この相談者が貸し手のリストをもってきていないことを非難しないという個別的な望ましきの両者を同時に満たす形式をとっている。このような質問形式の選択は、リストが相手の手元になさそうだとすることの認識によって可能になっている。相談者の側も、18行の質問のもつ、上記の規範的な意味合いに気づいている。つまり、19-21行の答えでは、「もってきていない」ことの表現の前に、「きょうは」との限定が付されており、「もってきていることがのぞましい」という理解をCが共有していることが示されている。この事情は、23行の質問中の「じゃ」という言葉で示されてもい

る。つまり、23行の質問への答えは、19行の質問への答えが不満足であったことから、改善のものとして、行われるべきものである。また、19行の答えは、「きょうは」という制約をもった回答であり、「きょう」以外の相談の可能性を弱く示唆しつつ、「今日」の義務違反を一時的なものと主張することで、義務それ自体の理解を相談者がもっていることを示すものである。こうして、相談者の側も、「まとめたものをもってきている」という答えが「選好」されていることの理解を示している。

この点の比較のために、後掲#5（第12行）を見よう。ここでは、弁護士は、ことになったフレーズでリストの有無を聞いている。こちらでは、「もってきている」という答えが出やすい言いまわしが使われている（「もってきている」ことが「選好」されている）。これは、Cの手元を見ての発話と思われる。

以上の分析が示すことは、弁護士は、相手の答えを予期しつつ質問の仕方（優先構造）を変えているということである。弁護士は、なぜ、発話の仕方を変えるのか。答えが予期されているのだから、これは、事実を明らかにしようとする関心ではなく、会話をスムーズに流そうという関心であるといえよう。弁護士は、依頼人が答えやすくするためにこのように語るのである。そうだとすれば、ここには、会話をスムーズに計画、管理するという行為に結合した制度的志向性が見て取れる。

さて、18行の質問がトーク連鎖上どのような位置にあるかの分析に戻ると、それは、15行に表明された弁護士の「推測」と、17行での相談者のその単純で無条件の受容に基礎をもっている。つまり18行の質問は、「負債がだいぶある」という事実が会話の中で確立されたことの帰結である。

では、15行の推測は、何に基礎をもっているか。それは、10行の質問とその答えから引き出されている。つまり、相談者は、「ご自身の問題」で自己破産を考えている者なのであることから、相談者が負債をかなり抱えていることが推測されるのである。制度的知識は、自己破産という法的手段が、過大な債務を負った取引主体が、自己の所有する財産の限りで、債務を弁済し、残りの債務を免れるという目的のために用意されているものであるということを教えている。この制度的知識ないし制度的事実から、推測が行われている。この推測は、法的制度の概念の把握を前提にするものであるから、法制度的な推測であるといえよう。もっとも、それは専門家だけがなすものではない。その例としては、後掲#5があげられる。ここでは、相談者は、「借金で首がまわらなくなった」ということが法制度的に有意義な事実であるということを、「笑い」によって示している（第5行）。

また、こうした推測は、単に知的遊戯として行われているのではなく、きわめて深

刻な実践的状況で行われていることに注意したい。この場合、法制度的な推測の実行は、単なる予測や推測ではなく、自他の社会関係を構築する基礎的手段ともなる。つまり、この推測が成り立つことは、相談者が「現実にも多額の負債をかかえている」こと、そして、そうであるとする、「法制度がその救済のために用いられうるものであること」が推測できることでもあるから、相談者は、「救済請求者」となり、弁護士は「救済提供者」としてふるまうことが、つまり「制度的役割の付与」という行動準則上の特性の存在が、双方の行為の基礎として確立されるのである。こうして、15行の推測の成立は、この会話を、制度の平面にひきあげるうえで、決定的に重要なステップであることが理解できる。弁護士は、「そう：：っという」と述べることで、推測の成立を明示的に行っている。

これらを考慮すると、「だけですか」という発話は、弁護士に対して提示された事情のもとで合理的に推測できる範囲で判断すると、「信販会社」という答えが、「救済請求者」の発話としては不十分であることを、指摘しようとするものであると推測できる。推測するに、ここで弁護士が利用している知識と推論はおおむねつぎのようなものであろう。

『信販会社』は、通常的には、『ノーマルな取引』の関係者であり、破産という状況において登場することはあるにしても、単独で登場することがあまりないものである。相談者は、『多額の負債』があるのだから、それは『ノーマルな取引』によってのみ生じたとは考えられない。自己破産を考慮するような消費者は、たいていサラ金などに手を出しており、そのために、破産手続きの円滑な進行がさまたげられることも多い。」弁護士は、相談者が「ノーマルな取引」にのみかかわっていたのかどうかの情報を得ようとしているといえる。その一方で、弁護士は、相談者が「ノーマルな取引」以外にかかわった結果多額の負債を負うにいたったという推測をするだけの、具体的証拠を得ていない。したがって、この点について確かめることが、今後の課題になると考えていると推測できる。専門家は、このように、会話のなかで「他者の知識の状態」を「一方的」に推測するようにふるまうことがしばしばある。会話が成立するためには、会話者は、他者の知識の状態について、実際的に十分な程度に確実な推測ができなければならない。日常会話においては、「常識」が、誰もがもっている知識として、そのような推測の基礎と内容を提供している。これに対して、専門的会話においては、専門家のみが素人の知識状態を推測できるという状態が、会話の基盤をなすことがある。ここから、素人が専門的会話に感じる不安感が生まれてくるといえる。

ところで、相談者が救済請求者であるとする、そのような地位にある者は、自己

の救済適合性を、救済担当者に対して示す責任、義務、権利があるということにもなる。したがって、「他にも重要な貸し手がいる」ことが事実だとすると、それを述べるのは、相談者の任務になるのである。

この任務に関連して、相談担当者にとっては、相談者がその任務を遂行できる能力や状況にあるかどうかが問題になる。相談においては、それは相手が「ノーマルか」どうかという問題として処理される。「相談者は、些細なことに過敏に反応しているのではないか、あるいは、重大な事実を過小に評価しているのではないか。」これら进行评估することは、相談担当者が受け入れる専門家としての任務である。相談担当者は、主として相談者の「語り口」をその評価のために用いる。たとえば、#7では、相談者の語り口が異常性を感じさせるので、弁護士は、明示的に客観的な事実を要求している。つぎのやりとりでは、相談者は、午前0時から朝の8時まで、仲間（人数不詳）と飲み続けたと述べているが、それは「みんなでボトル1本とお酒2合とビール2本」（62行）だと述べている。

#7 [Kansai Case #10]

53 C : なんぼか：、あいだは置くんですけど、

54 C : *それだけのあいだのんでっ] たと

55 L : *で： (ん- な：ほど)]

56 L : ほで、仲間と一緒にわあわあ言いながら=

57 C : =ss そうです

58 L : ふ：：ん。仲間、数人と

59 C : はい

60 (1.0)

→ 61 L : で：：どれくらいの分量の ま れ た の？

62 C : ん：：と：：みんなでボトル一本と：お酒：にご：：、ビール
2本、くらいですか=

63 L : =ボトルというのはウイスキー

64 C : ウイスキーです、ブランデーですね

65 L : あブランデー

66 C : はい

67 (1.0)

68 L : ブラン、デー、ボトル、何本？

- 69 C : 一本ですね、
- 70 L : 一人で一本ゆ：意味？
- 71 C : いやっみんなでい*っぼんです] けど：
- 72 L : *やみんなで]
- 73 L : おたくはどのくらいの分量のまれたが？あの、
- 74 (1.2)
- 75 C : ん：：そこまで詳しくは分からないんで*すけど]：：だいたい
三分の一ぐらいは
- 76 L : *あそ：]
- 77 C : まあ確実には飲んでます

7 この発話はどのように受け取られたか

「だけですか」(28行)に引き続く相談者の発話は、依然として非選好的である。わずかの遅れ(29行)をとれない、より複雑な異なった呈示のフォーマット(「ものでの支払い」)が用いられている。また、その表現の意味は、明示的でない。これは、33行での弁護士の修復発話を引き起こしている。それは、結果的には、「信販会社」と同じものであることがわかる(34-39行)。依然として、ノーマルな取引があったという主張のみが得られている。弁護士は、「信販会社のクレジット」と述べることで、取引のノーマルさを素人向けに示し、この再回答のもつ欠陥を引き起こした、ありうる理由ないし誤解(「信販会社とクレジットは違う」)を解消しようとしている。

「だけですか」への回答が、不満足なものだったために、弁護士は、明示的な質問を行ったと理解できる。それは「サラ金」という特定の業種カテゴリーを用い、「それがいいか」ということを焦点に置いている。これに対する答えは、不明瞭なものだが、弁護士はそれ以上追求せず、つぎの質問に移る(54行)。

この54行の質問は、(1)貸し手を主題としている点、(2)その全体的な特徴に焦点をあてる点、において、23行の質問と継続性を持っている。また、この質問は、「金額を合計した」結果を問う57行の質問の先行質問となる。つまり、54行の質問は、57行の質問に答える方法の一つ(業者別にしてから合計する)を、前もって行わせるものである。この2つの質問により、依然として不明瞭だが、「150万」という一応の数字を得ることができた。

相談者の側は、答えをかなり不明瞭に構成している。相談者の発話のもつこの不明

瞭さは、それが、弁護士の問いが設定する選好構造に反していることから、生じている。「サラ金はないか」という問いに対しては、その前提知識の欠如を主張するし、例示による指示は「文字通り」の最小限の意義において反応している。貸し手の数については、不確実性を示すし、負債額についても、一応数字を述べるが、直後に不確実性へと退却する。使途についても、ものを買ったことが繰り返されるし、旅費についての説明の誘いにも乗らない。夫の仕事（自営でないこと）と夫が保証人になっているか（なっていない）についての答えは、際だって明瞭だ（このいずれも夫を問題状況から切り離す方向で作用する情報であることに気づきうる）が、夫が負債について知っているかという問いには、最小限度の情報しか開示しない。相談者の答えは、おそらく、自己限りでの自己破産による免責獲得という、隠れた解決方策に沿って、弁護士をコントロールしようとする努力を示している。こうしたことが推測できるのは、弁護士の側が、さまざまな主題について、自発的な説明を求める発話を繰り返しているからだといえる。

なお、これまでの質問は、104行まで続く、問答の拡張シークエンスを構成している。105行から、助言が開始される。したがって、これらの質問は、助言の開始の前提となっていることが推測される。われわれの注目する「だけですか」という発話にもどると、それは、こうした助言の基礎をなす、問答の拡張シークエンスの一部として発話されている。

8 同種の発話を見だし、一般化を試みる

以上の分析で、「だけですか」という発話が、いかなる文脈で発話され、その文脈にいかに関与しているかが明らかになったと思われる。それは、「救済を求めて、救済請求者が救済担当者に向けて法律問題を語る」という場面の一部をなしているものであって、救済担当者の行う発話としての特徴をもっている。

「だけですか」という発話は、救済請求者が、問題の一部を語ったが、さらに重要な一部を何らかの理由で語らないという場面を作り出すものである。その主要な機能は、その語られなかったものの有無や内容、または語られない理由や、語らない意図を探り出すというものである。救済請求者は、直後のターンを割り当てられ、「残りの一部」として推測されたものを語ることを期待される。もし、語ることを拒否すると、隠れているという推測に根拠を与える可能性がある。また、語り方は、「それを語らなかった＝誘導されてはじめて話した」ことの理由を示すものとしても聞かれる。

誘導は、しばしば、「だけですか」のように批判的に行われたり、敵対的な確認質

問というべきものが見られたりする。同じケースの中盤近くで、その例がある。

#6 [Kansai Case #7]

290 L : **さん : : 名義の、資産は何かあるんですかね

291 C : ありません

→ 292 L : なんにもないですか

293 C : はい

294 (間)

#6 [Kansai Case #7]

338 L : それからいまの、あの：お金の使い道でね：

339 C : はい

340 L : 今言ったようなその：免責が得られないような、あの、ことはないん- そういう心配はないんですか？

341 C : はいありません

→ 342 L : それはないんですか

343 C : はい

これらの発話のもつ制度的特徴を、かりに「問題説明の勧誘」と呼ぶ。「だけですか」はその1類型であると見られる。このような敵対的なバリエーションは、まだデータを十分に調査していないが、必ずしも頻度が多くないようである。これは、相談者の語りをかなり明白に批判する発話になるからであろうと思われる。しかし、より弱い形の「問題説明の勧誘」は、法律相談場面の前半部分において、頻繁に見られる発話である。たとえば、「問題は何ですか」という発話は、ほとんど定型的な冒頭の発話であるが、これは、メイナードが所見呈示連鎖で見出したものと似ている。概括的な問題説明勧誘と見られよう（例えば、下の#5の第3行）。法律相談の冒頭には、相談者側が「自発的に問題を説明する」というものもあり、その場合は、勧誘はそれに直後またはやや後のターンでみられる。

以上の理解をもとに、データとよく似た問題を対象とした相談事例#5を見よう。簡単な分析の要約をトランスクリプトの該当部分に太字で挿入してある。

#5 【KANSAI CASE 6 (Rough Transcript, Lawyer 3, 1994.5.18, Routine Type)】

- 1 L : あ、すみません、早速なんですけど、
- 2 C : はい
- 3 L : えっと : :、どうい っ た : : ことで(0.5)*あのご相談なん] でしょう
かね () [=概括的問題説明勧誘、一般的カテゴリーの使用]
- 4 C : *え : : っと : :]
- 5 C : 借金で、首が、まわら H な H く H な *っ HH た (っ て い う)]
(0.5)ことな
- 6 L : *あ : あ : あ : あ : あ : なるほど] [=
受領]
- 7 C : んです [=問題説明、語り方の感情性にも注意]
- 8 L : は : は : は : は : は : [=受領]
- 9 C : (はい)
- 10 L : で : あ : の : (1.5)その : (0.5)負債のね(1.0)具体的な内容、どこから、
- 11 C : はい
- 12 L : え : どれ- どれくらいの負債があるかということのリストかなんかお持*
ちです
- 13 C : *
- はいあ
- 14 L : か?] [= 10 行から、負債の内容についての問題説明勧誘、資料に言及
する質問形式]
- 15 C : りま] す
- 16 C : SSS () です
- 17 ((紙の音など))
- 18 (9.0)
- 19 C : かんたんにまとめたも*の が こ] ちらで、hh あと SSS [=問題説
明の提供、資料という形式で、「かんたん」なバージョン]
- 20 L : *え : え :]
- 21 ((紙の音など))
- 22 (17.0)
- 23 L : ちょっとあの : :、これ- このノートに控えられてるのがまとめたもので
[=問題説明の提供、資料という形式で、詳しいバージョン]
- 24 C : (そっこれが :)

- 25 L : こちらがその : 、資料ですね
26 C : そうです
27 L : はい
28 (0.8)
29 L : ちょっと拝見していいですか？
30 C : ()
31 L : いいですか？
32 (2.0)
33 L : ん : : : っと
34 (2.0)
35 L : んま、これちょっと拝見しますと : え : :
36 (2.0)
37 L : 銀行、それから : 信販会社ですね : 、 [=貸し手の特徴の受領]
38 L : それからまあ、(.)いわゆる、サラ金 [=貸し手の特徴の受領]
39 C : はい
40 L : 等 ((とう)) から、負債があるわけですね [=貸し手の特徴の受領]
41 C : はい
42 L : いいですか、合計すると 3 2 5 万ということですか [=負債合計の受領]
43 C : はい

非常に円滑な進行が見られる。その円滑性は、先のケースに比べると、予定される情報が提供され、語り口に正常な感情があらわされ、情報内容にノーマルなトラブルの特徴が見いだされる、という制度に固有の知識を参照することで、理解できる。最後に、先のケースが 1 5 0 万締度の負債であり、こちらが 3 2 5 万の負債であるということに注目することはおもしろいかも知れない。つまり、制度的困難さを引き起こすのは、ケースの深刻さではなく、制度の予想する類型的特徴をその事例と語りが備えているかどうかの差異なのである。

9 法律相談の制度的特徴

法律相談の法制度的特徴はつぎのように要約できる。

(1) その前半は、弁護士(相談担当者)による「問題説明の勧誘」と相談者による「勧誘された・指導された問題説明」という二種類の発話から基本的に成り立つ。

(2) ある「ノーマルなトラブル状況」が「勧誘された・指導された問題説明」の詳細を通じて具体的に確立されると、弁護士は、助言を開始する。助言の詳細については、この報告では扱わなかった。

(3) 「ノーマルなトラブル状況」が語り手の「勧誘された・指導された問題説明」の中で首尾よく確立されるまで、弁護士は、「問題説明の勧誘」に強弱をつけ、「トラブル説明」を拡張しようと繰り返し試みる。「ノーマルなトラブル状況」は、語り手の語り方が「ノーマルなトラブル状況の当事者」らしい特徴をもっているかどうかによっても判断される。

(4) 要するに「問題説明」の「ノーマリティ」が確立されるならば、法律相談の前半部分（問題の聞き取り）は成功裏に達成される。しかし、それがうまくいかないこともある（レジュメ2の#7、#4のように語りの視点が混乱しているか煙幕が張られているように感じられるケースがそうである。）

参考文献

サーサス、ジョージ 1998 『会話分析の手法』東京：マルジュ社。

Maynard, D. 1991 "The Perspective-Display Series and the Delivery and Receipt of Diagnostic News." In D. Boden and D.H.Zimmerman (Eds.) Talk and Social Structure, 164-192. Cambridge, U.K.:Polity Press.

Schegloff, E.A. 1979 "Identification and Recognition in Telephone Conversation Openings." In G. Psathas (Ed.) Everyday Language: Studies in Ethnomethodology, 23-78. New York: Irvington.